

# 土壤汚染対策法改正のお知らせ

～平成 31 年 4 月 1 日に土壤汚染対策法の改正法が施行されます～

## ○土壤汚染対策法の目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること。

## ○全体のイメージは「土壤汚染対策法」ページ内、3. 土壤汚染対策フロー図参照

## ●改正のポイント

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認（調査一時猶予中の土地）に係る土地において、900㎡以上の土地を形質変更する際は、同法第3条第7項の規定に基づき、土地の所有者等による届出が必要になりました。

### ※形質変更とは

「土地の掘削、造成、切土、盛土」など、土地の形質を変える行為です。

900㎡以上とは、工事におけるそれぞれの形質変更にあたる行為の合計面積となります。

### ※土地の所有者等とは

土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権限を有し、調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は土地の所有者が該当します。

- **届出時期**：土地の形質変更の着手前  
※必ず調査及び結果報告が必要となりますので、時間に余裕を持って届出を行ってください。
- **届出先**：各県立保健所（支所）  
※届出地が和歌山市の場合は、和歌山市環境政策課に確認してください。
- **提出部数**：正1通、副(写)2通  
※届出は様式第六「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」により行ってください。

### 添付書類

- ①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ②その他添付することが望ましい書類  
工事の工程表や計画書、公図、登記事項証明書及び現況写真等（コピー可）

注) 届出のあった土地は、必ず土壤汚染状況調査の実施と当該結果の報告が必要となります。  
また、調査の結果、汚染が判明した場合は、土地の形質変更が制限されたり、汚染の除去等の措置が必要となる場合があります。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印  
にあっては、その代表者の氏名

第3条第7項  
第4条第1項  
土壤汚染対策法  
の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。